

# 第10章

## カナダ

### 数量制限

#### 丸太の輸出規制

##### <措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われる。州有林については、木材輸出諮問委員会（TEAC）の審査を経て、副総督又は州森林・土地・天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。また、私有林については、連邦木材輸出諮問委員会（FTEAC）の審査を経て、外務貿易大臣が余剰材かどうかを決定している。なお、州有林から産出される木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及びベイマツ、ベイツガ、ペイトウヒの高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、州南部沿岸部の丸太輸出には樹種や等級に応じて国内価格の5～15%または1ドル/m<sup>3</sup>（州内陸部や北部沿岸部は1ドル/m<sup>3</sup>）の「州内加工代替税」（輸出税に相当）が課せられる。

##### <国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT 第11条第1項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政

府の措置であるが、カナダ政府はGATT 第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための適切な措置を検討すべきである。

なお、当該措置については、我が国はカナダ政府に対し、マルチ、バイなどの場を通じて、是正を働きかけているところ。

##### <最近の動き>

州南部沿岸部の丸太の州内加工代替税については、2013年3月から値上げされ、税率（5～15%）に輸出価格と国内価格の価格差をもとに算出した係数（1.0～1.5の値をとり、3か月おきに算出）を乗じた額が賦課されることとされた。（2016年1～3月は1.2の係数が適用。）

### 関税

#### 高関税品目

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

##### <措置の概要>

現行のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.3%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、衣類（最高18%）、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行税率25%）などがある。非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から開始される予定（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。